



島根県報

平成16年 4月16日 (金)
第 1,564 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定	(健康福祉総務課)	1
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	2
介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者福祉課)	2
介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定	(")	2
介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退	(")	3
農業災害補償法の規定による組合員等の当然加入の除外基準	(農業経営課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任 (3件)	(農村整備課)	3
土地改良事業施行の認可	(")	6
土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	(")	6
県営土地改良事業の工事の完了	(")	6
森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令	(森林整備課)	7
公有水面埋立ての竣功認可	(漁港漁場整備課)	7
国土調査の指定	(用地対策課)	9
地籍調査の成果の認証	(")	9
教委告示		
島根県指定有形文化財の指定	(文化財課)	9

告 示

島根県告示第425号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2 第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2 第1号の規定により告示する。

平成16年 4月16日

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 かも 福祉会	大原郡加茂町大字宇 治328番地	居宅介護支援 事業	かも福祉会 居宅介 護支援事業所	大原郡加茂町大字宇 治328番地	平成16年 4月1日
社会福祉法人 かも 福祉会	大原郡加茂町大字宇 治328番地	訪問介護	ヘルパースステーシ ョンかも	大原郡加茂町大字宇 治328番地	平成16年 4月1日
社会福祉法人 かも 福祉会	大原郡加茂町大字宇 治328番地	通所介護	加茂デイサービスセ ンター	大原郡加茂町大字宇 治328番地	平成16年 4月1日

社会福祉法人 かも福祉会	大原郡加茂町大字宇治328番地	通所介護	デイサービスセンター愛あいの家	大原郡加茂町大字加茂中928番地	平成16年4月1日
社会福祉法人 かも福祉会	大原郡加茂町大字宇治328番地	短期入所生活介護	笑寿苑 短期入所	大原郡加茂町大字加茂中915番地	平成16年4月1日

島根県告示第426号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年4月16日

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 加茂町社会福祉協議会	大原郡加茂町大字宇治328番地	居宅介護支援事業	加茂町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	大原郡加茂町大字宇治328番地	平成16年3月31日
社会福祉法人 加茂町社会福祉協議会	大原郡加茂町大字宇治328番地	訪問介護	ヘルパーステーションかも	大原郡加茂町大字宇治328番地	平成16年3月31日
社会福祉法人 加茂町社会福祉協議会	大原郡加茂町大字宇治328番地	通所介護	加茂デイサービスセンター	大原郡加茂町大字宇治328番地	平成16年3月31日
社会福祉法人 加茂町社会福祉協議会	大原郡加茂町大字宇治328番地	通所介護	デイサービスセンター愛あいの家	大原郡加茂町大字加茂中928番地	平成16年3月31日
社会福祉法人 加茂町社会福祉協議会	大原郡加茂町大字宇治328番地	短期入所生活介護	笑寿苑 短期入所	大原郡加茂町大字加茂中915番地	平成16年3月31日
社会福祉法人 加茂町社会福祉協議会	大原郡加茂町大字宇治328番地	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 笑寿苑	大原郡加茂町大字加茂中915番地	平成16年3月31日

島根県告示第427号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成16年4月16日

島根県知事 澄 田 信 義

開設者の名称	施設 の 名称	施設 の 所在地	指定年月日
社会福祉法人 石見さくら会	特別養護老人ホーム 桃源の家	邑智郡石見町大字矢上7885番地	平成16年4月1日

島根県告示第428号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の規定に基づき、介護療養型医療施設を次のとおり指定したので、同法第115条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 4 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 川上外科病院	介護療養型医療施設	川上外科病院	松江市上乃木 3 丁目11番10号	平成16年 4 月 1 日

島根県告示第429号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第91条の規定に基づき、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第93条第 2 号の規定に基づき公示する。

平成16年 4 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
石見町長	特別養護老人ホーム 桃源の家	邑智郡石見町大字矢上7885番地	平成16年 3 月31日

島根県告示第430号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第16条第 1 項ただし書に規定する組合員等の当然加入の除外基準を次のとおり定めたので、農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）第 1 条の 6 第 2 項の規定により告示する。

農業災害補償法による組合員等の当然加入の除外基準（平成15年島根県告示第271号）は、廃止する。

平成16年 4 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

業務の種類	知事が定める基準	業務を営む者の住所地の区分
水稻	20アール	石西地区農業共済組合及び隠岐広域連合の区域
	25アール	島根県東部農業共済組合、石見農業共済組合、仁多郡、大原郡及び飯石郡の区域
	30アール	出雲市、平田市及び簸川郡の区域
陸稲	10アール	島根県全域
麦	10アール	石西地区農業共済組合及び隠岐広域連合の区域
	25アール	島根県東部農業共済組合、石見農業共済組合、仁多郡、大原郡及び飯石郡の区域
	30アール	出雲市、平田市及び簸川郡の区域

島根県告示第431号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区連合から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 4 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

伯太川沿岸土地改良区連合

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

仲井 邦義 安来市利弘町516番地

2 就任年月日

平成15年12月23日

3 退任した役員の氏名及び住所

監事

大塚 鋭一 安来市大塚町735番地

島根県告示第432号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年4月16日

島根県知事 澄 田 信 義

大原郡加茂町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 青木 征温 大原郡加茂町大字立原273番地 1
- 佐藤 昇 大原郡加茂町大字大西191番地
- 渡部 彰夫 大原郡加茂町大字南加茂898番地 1
- 尾原 昭一 大原郡加茂町大字神原1187番地
- 日野 一夫 大原郡加茂町大字三代923番地 1
- 岡 精一 大原郡加茂町大字延野572番地 2
- 飯塚 稔 大原郡加茂町大字猪尾123番地
- 田中 國夫 大原郡加茂町大字加茂中1070番地
- 渡部 幹 大原郡加茂町大字東谷962番地
- 内部 武雄 大原郡加茂町大字砂子原343番地
- 速水 雄一 大原郡加茂町大字神原1003番地
- 深田 徳夫 大原郡加茂町大字猪尾74番地 2

監事

- 西 基宣 大原郡加茂町大字宇治417番地
- 山崎 英視 大原郡加茂町大字新宮69番地

2 就任年月日

平成16年3月9日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 青木 征温 大原郡加茂町大字立原273番地 1
- 秦 石郎 大原郡加茂町大字近松220番地
- 渡部 彰夫 大原郡加茂町大字南加茂898番地 1
- 尾原 昭一 大原郡加茂町大字神原1187番地
- 舟木 興治 大原郡加茂町大字三代1234番地
- 岡 精一 大原郡加茂町大字延野572番地 2
- 飯塚 稔 大原郡加茂町大字猪尾123番地

田中 國夫 大原郡加茂町大字加茂中1070番地
渡部 幹 大原郡加茂町大字東谷962番地
渡部 満 大原郡加茂町大字砂子原776番地
速水 雄一 大原郡加茂町大字神原1003番地
深田 徳夫 大原郡加茂町大字猪尾74番地 2

監事

西 基宣 大原郡加茂町大字宇治417番地
山崎 英視 大原郡加茂町大字新宮69番地

島根県告示第433号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年4月16日

島根県知事 澄 田 信 義

松江市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

板垣 亨 松江市西忌部町960番地
坂本 悦朗 松江市乃木福富町552番地
石川 修一 松江市大草町536番地 2
持田 好弘 松江市東津田町1721番地
後藤 暁一 松江市八幡町397番地
山本 弘夫 松江市菅田町51番地
小草 通男 松江市坂本町227番地
安達 惇 松江市上本庄町915番地
松本 英雄 松江市西尾町56番地
加藤 滋夫 松江市上大野町600番地
小林 節夫 松江市秋鹿町3382番地
藤田 恭一 松江市古志町331番地 1
福田 安信 松江市下佐陀町590番地
松浦 嘉昭 松江市黒田町255番地
伊藤 忠志 松江市南平台26番15号

監事

広江 喬 松江市大庭町969番地11
岩成 正信 松江市福原町414番地
井原 培成 松江市西浜佐陀町181番地 1
原 憲二 松江市西津田 8 丁目 3 番33号

2 就任年月日

平成16年3月30日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

森脇 計徳 松江市西忌部町936番地

- 坂本 悦朗 松江市乃木福富町552番地
- 石川 修一 松江市大草町536番地 2
- 持田 好弘 松江市東津田町1721番地
- 小川 進 松江市竹矢町87番地 1
- 松本 英雄 松江市西尾町56番地
- 山本 弘夫 松江市菅田町51番地
- 小草 通男 松江市坂本町227番地
- 加藤 滋夫 松江市上大野町600番地
- 小林 節夫 松江市秋鹿町3382番地
- 吉岡 正吉 松江市西谷町123番地
- 福田 安信 松江市下佐陀町590番地
- 松浦 嘉昭 松江市黒田町255番地
- 伊藤 忠志 松江市南平台26番15号

監事

- 岸本 勝治 松江市竹矢町1352番地
- 引野 勝郎 松江市西川津町2578番地
- 福田 年秀 松江市薦津町638番地
- 原 憲二 松江市西津田 8 丁目 3 番33号

島根県告示第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成16年4月16日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	認可年月日
能義郡広瀬町土地改良区	金原上地区区画整理事業（基盤整備促進事業）	平成16年4月7日

島根県告示第435号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年4月16日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	完了年月日
松江市土地改良区	山中上地区農道事業（地すべり関連事業）	平成16年3月19日

島根県告示第436号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成16年 4 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
民谷地区区画整理事業 (県営経営体育成基盤整備事業)	平成16年 3 月15日

島根県告示第437号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第 5 条第 1 項の規定により、同法第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる命令をしようとするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により公表する。

平成16年 4 月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 区域及び期間

(1) 区域

簸川郡大社町、隠岐郡西郷町、布施村、五箇村及び都万村に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県農林水産部森林整備課並びに隠岐支庁及び出雲農林振興センター並びに簸川郡大社町、隠岐郡西郷町、布施村、五箇村及び都万村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

(2) 期間

平成16年 6 月 1 日から同年 7 月15日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に対し航空機を利用した薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及びその周辺区域において、2 に掲げる森林病虫害等による被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3 に掲げる措置の実施に当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3 に掲げる措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、隠岐支庁長又は出雲農林振興センター所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、(3)により申請書を提出する場合にはこの限りでない。
- (3) 3 に掲げる措置に伴う損失補償金を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、隠岐支庁長又は出雲農林振興センター所長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3 に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3 に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1 の(2)に定める期間に3 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える額に相当する額をその者から徴収することがある。

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年4月16日

島根県知事 澄田信義

1 竣功認可の年月日

平成16年3月29日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

A 区域

隠岐郡西郷町大字港町字大津の二5番地30から同大字同字5番地28に至る地先の公有水面

B 区域

隠岐郡西郷町大字港町字大津の一37番地5から同大字同字4番地6に至る地先の公有水面

(2) 区域

A 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び、の地点と の地点とを結ぶ、朔望平均満潮位（D・L+0.41m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 隠岐郡西郷町大字港町字大津の二5番6の標杭（北緯36度12分04秒、東経133度19分39秒06、以下「原点」という。）から117度26分01秒、30.8mの地点

の地点 の地点から184度29分27秒、7.6mの地点

の地点 の地点から94度03分48秒、39.4mの地点

の地点 の地点から352度47分00秒、3.3mの地点

B 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び、の地点と の地点とを結ぶ、朔望平均満潮位（D・L+0.41m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 A区域で定める原点から99度42分08秒、114.9mの地点

の地点 の地点から165度53分23秒、3.9mの地点

の地点 の地点から82度21分24秒、33.0mの地点

の地点 の地点から57度53分24秒、36.4mの地点

の地点 の地点から7度16分41秒、7.3mの地点

(3) 面積

A 区域 203.73平方メートル

B 区域 368.30平方メートル

4 埋立地の用途

護岸敷

5 免許の年月日及び番号

平成9年3月31日 指令漁港第20号の4

6 閲覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び西郷町役場

島根県告示第439号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条第 3 項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成16年 4月16日

島根県知事 澄 田 信 義

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成16年 4月 7 日	浜田市	田橋町 地区	告示の日から平成17年 3月31日まで

島根県告示第440号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年 4月16日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
三隅町	平成15年度	7 枚	1 冊	小原1	平成16年 4月 6 日
津和野町	平成13年度～15年度	39枚	2 冊	畑迫・川尻	平成16年 4月 6 日
松江市	平成14年度～15年度	31枚	1 冊	長海 長海	平成16年 4月 6 日
大社町	平成10年度～15年度	28枚	1 冊	日御碕（B）	平成16年 4月 6 日
弥栄村	平成14年度～15年度	47枚	1 冊	長安本郷	平成16年 4月 6 日

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第 2 号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第 6 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年 4月16日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
建造物	内神社（高野宮）本殿 附 棟札 13枚	1 棟	松江市大垣町746番地	内神社

